



困ったら 一人で悩まず
行政相談

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和 6 年 8 月 6 日
愛媛行政監視行政相談センター
(所長：小笠原 英雄)

「令和 6 年度行政相談月間及び行政相談センター きくみみ愛媛による取組」の公表

総務省では、行政相談制度及び行政相談委員制度の認知度向上のため、国民への広報を趣旨とする従来の行政相談週間の期間を拡大して「行政相談月間」にすることとしました。

また、この機会を最大限に活用して、国民の行政相談に対する認知度の向上を図るため、地方公共団体との連携や国・地方共通相談チャットボット「Govbot (ガボット)」の普及、デジタルの活用による行政相談の受付手段の多様化等、愛媛行政監視行政相談センター(行政相談センターきくみみ愛媛)における今年度の取組について公表することとします。

【別添資料】令和 6 年度行政相談月間及び行政相談センターきくみみ愛媛による取組について



【お問い合わせ先】

総務省 愛媛行政監視行政相談センター
(総務省 行政相談センターきくみみ愛媛)
行政監視行政相談課 久米、阿部
主任行政相談官 三船
住所：松山市若草町 4 番地 3 松山若草合同庁舎
電話：(089) 941-7701

○ 行政相談制度とは

総務省が行う「行政相談」は、①国の行政機関、特殊法人などの業務、②都道府県及び市町村が行っている業務で、生活保護事務など法定受託事務に該当するもの、あるいは国の補助を受けているものについて、苦情や意見・要望などを受け付け、担当行政機関とは異なる立場からその解決や実現の促進を図るものです。

○ 行政相談委員とは

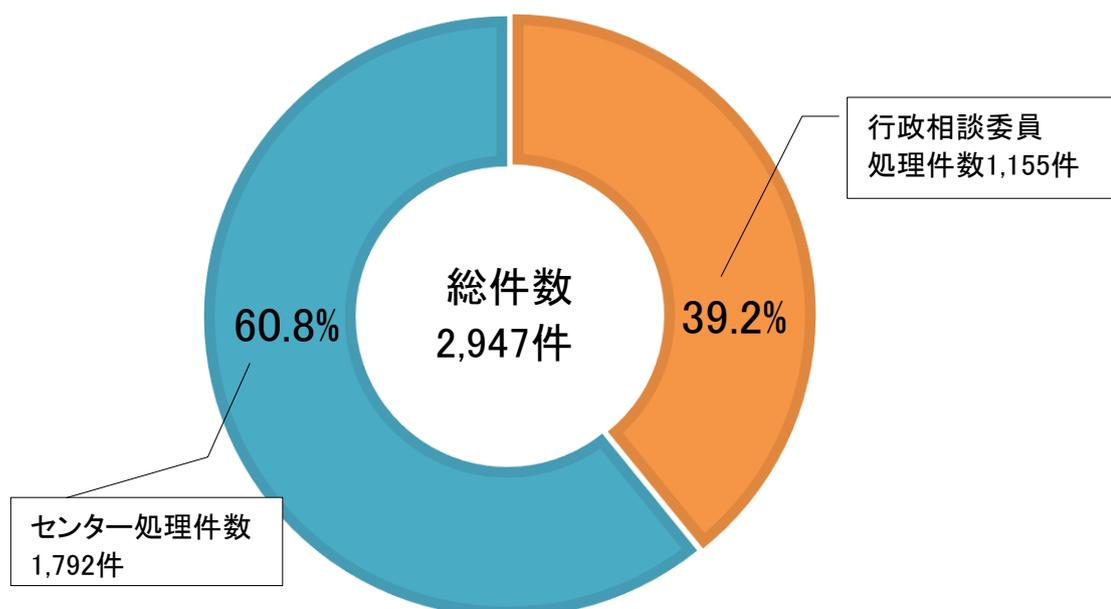
行政相談委員は、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）に基づき、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に約5,000人（各市（区）町村に1人以上）配置され、地域住民の身近な相談相手として無報酬のボランティアとして活動しています。

任期は2年間（再任は妨げない）で、愛媛県では、県内全市町に計84人（令和6年8月1日現在）が配置されています。

○ 令和5年度行政相談件数

愛媛県内で令和5年度に受付した行政相談は、**2,947件**となっています。

令和5年度行政相談受付実績



令和6年度行政相談月間及び行政相談センター きくみみ愛媛による取組について

令和6年8月6日

総務省 愛媛行政監視行政相談センター

きくみみ愛媛



総務省行政相談センター

目次

- 1 令和6年度行政相談月間について 1
- 2 愛媛センターにおける取組について 5



1 令和6年度 行政相談月間について

行政相談月間の趣旨等

- 行政相談制度及び行政相談委員制度の認知度向上のため、国民への広報を趣旨とする従来の行政相談週間の期間を拡大して「月間」にするとともに、この機会を最大限に活用して国民の行政相談に対する認知度の向上を図る機会を増やし、その利用を促進することを目的とする。
- 令和6年9月1日（日）から10月31日（木）までの2か月間

総務省としての取組

- (1) 令和6年能登半島地震における行政相談活動を踏まえた取組
 - ・ 平時から地域の困りごとを吸い上げて解決に結びつけるなど、「能動的に困りごとを「取りに行く」活動」に取り組み、地域の地方公共団体との連携の基盤作りを進めるとともに、このような取組を行うことで、地方公共団体職員や住民への行政相談・行政相談委員制度の周知を図る。
- (2) 行政相談におけるデジタルの活用
 - ・ 令和6年3月からは国・地方共通相談チャットボット「Govbot（ガボット）」の運用を開始したところである。
 - ・ 令和6年度の行政相談月間の実施に当たっては、行政相談委員の協力も得ながら、デジタルの活用による、行政相談の受付手段の多様化、国の行政機関、地方公共団体及び各種委員・団体との連携の促進に取り組む。その際、デジタル機器の取扱いに不慣れな方々からの相談にも配慮する。

- (3) SNSを活用した広報活動の拡充等
 - ・ グーグルディスプレイ広告を中心とした各種SNS（X、YouTube、Instagram）を活用した広報と従来からのポスターやパンフレット等を活用した広報とを効果的に組み合わせ、困りごとを抱えた方々に着実に届くような広報を行う。
 - ・ 地域住民に身近な郵便局、地方公共団体、行政相談委員等による懇談会等を開催して、地域の「埋もれた困りごと」の発掘と解決支援を図る。
- (4) 孤独・孤立の問題を抱える方々、在留外国人等の相談対応
 - ・ 孤独・孤立の問題を抱える当事者、在留外国人など、行政が対応すべき困りごとや心配ごとを抱えた方々からの相談に迅速・的確に対応する。
 - ・ 具体的な問題をどのような機関に相談し支援を求めれば良いのか分からない相談者に対し、必要な情報の提供や関係機関等への橋渡しを行うなど、相談者の「困りごと」に寄り添って役に立つ行政相談を行う。
- (5) 行政相談委員の活動への支援
 - ・ 令和6年3月26日付けの松本総務大臣から全国の地方公共団体の長宛てに発出されたメッセージ（参考資料1）を踏まえ、引き続き行政相談委員が活動しやすくなるよう地方公共団体を始めとする関係機関等の理解と協力の進展を図る。
 - ・ 相談対応に役立つ知見の蓄積・強化、委員同士の「横のつながり」の強化に向けた新たな広域集合研修など研修の充実を図る。

※ 愛媛センターにおけるこれまでの取組は、5ページ以降に紹介しています。

1 令和6年度 行政相談月間について

行政なんでも相談所の開催

今年度は、松山市と大洲市の2か所で開催します。また、LINEやデジタルサイネージを活用するなど、新たな広報を展開します。
(9ページ参照)

区分	開設計画	広報計画
大洲市	<p>【日時】9月30日（月） 13:00～16:00</p> <p>【場所】大洲市役所2階 大ホール</p> <p>【参加予定機関：13機関】 松山地方法務局大洲支局、愛媛労働局、大洲河川国道事務所、日本年金機構松山西年金事務所、愛媛県、大洲警察署、大洲市、内子町、愛媛弁護士会、愛媛県司法書士会、四国税理士会大洲支部、行政相談委員、愛媛行政監視行政相談センター</p>	<ul style="list-style-type: none">・大洲市内を対象にPR用チラシの新聞への折り込み・大洲市広報誌への記事掲載・大洲市公式LINEへのポスト（新規）・大洲市内自治会へ全戸回覧（新規）・報道機関への周知（市政記者クラブ等）・SNS（X）、ホームページでの広報 等
松山市	<p>【日時】10月30日（水） 13:00～16:00</p> <p>【場所】いよてつ高島屋9階 ローズホール</p> <p>【参加予定機関：15機関】 松山地方法務局、愛媛労働局、松山河川国道事務所、愛媛運輸支局、日本年金機構松山東年金事務所、愛媛県、愛媛県消費生活センター、愛媛県警察本部、松山市、愛媛弁護士会、愛媛県司法書士会、四国税理士会松山支部、愛媛県社会保険労務士会、行政相談委員、愛媛行政監視行政相談センター</p>	<ul style="list-style-type: none">・松山市内を対象にPR用チラシの新聞への折り込み・松山市広報誌への記事掲載・松山市内自治会へのチラシ配布（地域代表）（新規）・松山市内児童館へのチラシ配布（新規）・報道機関への周知（県政記者クラブ等）・市庁舎でのデジタルサイネージによる告知（新規）・SNS（X）、ホームページでの広報 等

1 令和6年度 行政相談月間について



行政なんでも相談所の広報チラシ

LINE専用チラシ

相続
税金、年金 などなど
土地の登記

あなたの「困ったな」、「教えてください。」行政相談では、行政の手続きやサービスなどに関するお困りごとの解決に向けてお手伝いしていきます。

あなたの相談に
専門機関がその場で
お答えします。

行政なんでも 相談所

日時

9/30 月

13:00~16:00

※受付終了 15:30

場所

大洲市役所 2階「大ホール」



POINT 1

行政機関等が集合!

行政機関や士業、行政相談委員などが一堂に会し、あなたのご相談にお答えします。



POINT 2

相談無料、秘密厳守

相談は無料で、個人情報や相談内容に係る秘密は厳守されます。



POINT 3

一郎を除き、予約不要

法務局、弁護士、司法書士、税理士への相談を除き、事前予約は不要です。



主催：行政相談センターきくみ愛媛
協力：大洲市役所

参加機関などは裏面へ

LINE専用チラシ

総務省

『行政なんでも相談所』

開催!

暮らしに関わる色々な相談ごとを、行政の担当者や専門の相談員がお聴きします。良い解決策が見つかるかもしれません。お気軽にご相談下さい。

<無料・秘密厳守>

分野	相談の例
登記	土地・建物の登記、相続登記の義務化について教えてほしい
雇用	職場での雇用関係、労働条件、労災、ハラスメントについて相談したい
道路、河川	国道、県道、市道の利用、維持管理、補修について要望したい箇所がある
年金、保険	年金の受給資格、年金保険料の納付免除制度について教えてほしい
税金	相続税や贈与税などの課税制度、節税対策について聞いてみたい
消費者	インターネット通販、定期購入などの消費者トラブルについて相談したい
警察	交通安全、防犯対策、DV、ストーカー被害について相談したい
民事	遺産相続、遺言、離婚、金銭貸借、近隣関係などのトラブルについて相談したい
愛媛県政	愛媛県が行っている行政について意見や要望がある
大洲市政・内子町政	大洲市及び内子町が行っている行政について意見や要望がある
国政全般	国の行政機関、独立行政法人等の業務に関することで相談したい

開催日時

9月30日(月曜日)
13:00~16:00

会場

大洲市役所
2階大ホール

【参加予定機関】

国の機関：松山地方法務局、愛媛労働局、大洲河川国道事務所、日本年金機構年金事務所、愛媛行政監視行政相談センター
県、市町：愛媛県、大洲警察署、大洲市、内子町
団体など：愛媛弁護士会、愛媛県司法書士会、四国税理士会大洲支部、行政相談委員（大洲市担当、内子町担当）

ご注意！ 受付時の混雑を避けるため、「法務局、弁護士、司法書士、税理士」へのご相談は事前予約をお願いしています。これ以外の機関へのご相談は予約不要です。

ご予約は先着順とし、定員に達し次第、予約受付を終了します。

受付期間：9月10日(火)~12日(木) 9:00~17:00

受付電話：089-941-7702 総務省行政相談センター「きくみ愛媛」

(お願い)

・ご相談は、20分以内でお願いします。

行政相談センター
きくみ愛媛



折込み・地区配付用チラシ

1 令和6年度 行政相談月間について

令和4・5年度行政相談週間実施結果（参考）

(1) 行政相談受付実績

昨年度までの行政相談週間を含む令和4・5年度10月の行政相談受付実績は、以下のとおりです。

表1 行政相談受付実績（10月）

（単位：件）

区分	令和4年度 (a)	令和5年度 (b)	増減 (b-a)
委員	171	125	△46
センター	233	254	21
合計	404	379	△25

(2) 行政相談委員活動実績

昨年度の行政相談週間を含む令和4・5年度10月の行政相談委員の活動実績は、以下のとおりです。

表2 行政相談委員活動実績（10月）

（単位：回）

区分	令和4年度 (a)	令和5年度 (b)	増減 (b-a)
広報活動	24	30	6
定例相談所	81	71	△10
特設（巡回）相談所	13	30	17
合計	118	131	13

2 愛媛センターにおける取組について

県内市町等との連携による取組

(1) 地域のお困りごと解決に向けた郵便局等との懇談会（愛媛） ※令和5年度からの継続案件、6年度も引き続き実施

「地域のお困りごと解決に向けた郵便局等との懇談会（愛媛）」開催後の状況

取組概要

令和5年6月28日、愛媛県宇和島市で、懇談会を開催。

- 出席者：宇和海郵便局長など3局長、地域のキーパーソン(NPO代表)、宇和島市職員、長谷川総務大臣政務官、行政相談委員、総務省職員(行政評価局・愛媛行政監視行政相談センター)



長谷川政務官が出席して開催（左）懇談会の様子、（右）地元テレビでの報道

事案の概要	議論の方向性
地域に商店がなく、買い物するにもバスで出かける必要があり、困っている。	市が異動販売のニーズを把握(行政相談委員が把握したものを含む)して移動販売業者に伝えるとともに、郵便局における買い物支援サービスとも連携。
平成30年西日本豪雨の際は必要な物資が避難所に行き渡らなかった。郵便局の空きスペースを活用して物資の備蓄・販売をしてみようか。	市が各地域への物資備蓄、企業との提携を進めており、郵便局やNPO法人とも連携して、災害に備えた事前シミュレーションを実施。
・ 人家近くでイノシシ等の害獣が出没しており、危険。 ・ 使われなくなった漁網が大量に保管・放置され、処分に困っている。	漁網を自治体が引き取り鳥獣害防護ネットとして活用している例があるため、その手法について情報収集・共有し、漁協等も交え対応可能性を検討。

現在の検討状況

愛媛行政監視行政相談センターが、コーディネイト役を務めながら、郵便局及び宇和島市等と検討を重ねてきた結果…

- 【避難所等の備蓄物資】 備蓄物資を、郵便局で無償配付または有償販売を含めて活用する方策を検討。
 - 【買い物支援】 備蓄物資テーマとの連携も視野入れ、郵便局の空きスペースで、地域住民の方々に備蓄物資を提供する取組を買い物支援対策と兼ねて実施できないか検討。
 - 【漁網の活用】 市内漁協から巻き網漁の漁網を入手し、果樹や農作物を栽培している行政相談委員の協力を得て、鳥獣害防止対策として漁網の設置を試行しており、その状況も踏まえ、鳥獣害防止策として漁網を活用したスキーム構築の可能性を検討。
- ⇒ 3月21日に、宇和島市で2回目の「地域のお困りごと解決に向けた郵便局等との懇談会（愛媛）」を開催し、議論を深める。

2 愛媛センターにおける取組について

県内市町等との連携による取組

(2) 土砂災害への対応及び連携

7月10日からの大雨による土砂災害に関して、愛媛センターによる対応及び松山市との連携状況は、以下のとおりです。

月 日	内 容
7月12日	発災当日、被災者の避難場所に指定されていた清水公民館において、行政相談所を開設（センター職員3人が出席）。避難者に行政相談パンフレットを配付するとともに、市職員の補助を実施
7月19日	被災者向けに行政相談パンフレットを松山市役所本庁及び全22支所に設置してもらうよう、松山市に依頼して配付
8月1・2日	被災者向けの支援ガイドブック「災害にあわれた際における国、県等の相談窓口一覧」（参考資料2）を松山市役所本庁及び全22支所に設置してもらうよう、松山市に依頼して配付
8月5日	被災者向けの支援ガイドブック「災害にあわれた際における国、県等の相談窓口一覧」をホームページに掲載

総務省行政相談センター 災害にあわれた際における まぐみみ愛媛 国、県等の相談窓口一覧

令和6年7月10日から的大雨で被災された皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。
この度、必要な支援策等に関する相談窓口について、国や県等の窓口を中心に
一覧で取りまとめましたので、どのような支援策等があるのか分からなかったり、
どこに問い合わせればよいかわからない際にご活用ください。

(令和6年7月31日時点)

主な相談内容	問い合わせ先	備考
被災自動車の 廃車手続	普通自動車 愛媛運輸支局登録部門：050-5540-2076 軽自動車 軽自動車検査協会愛媛事務所：050-3816-3124	オペレーターに直接 問い合わせる場合、愛媛 運輸支局は案内に従って 「0-3-7」の順に入力、 軽自動車検査協会愛媛事務 所は、そのままお待ちくだ さい。
解体した建物の 減失登記	松山地方法務局：089-932-0888（代表）	
国税の特例措置	松山税務署：089-941-9121（代表）	
県税の特例措置	減免・申告等の延長 愛媛県中予地方局課税課：089-909-8754 徴収の猶予 愛媛県中予地方局税務管理課：089-909-8753	特例措置の要件等の詳細 は、HPもご確認ください。  (愛媛県HP)
年金の特例措置	年金ダイヤル：0570-05-1165（※050で始まる電話 からは03-6700-1165） 松山東年金事務所：089-946-2146（代表） 松山西年金事務所：089-925-5105（代表）	年金事務所の管轄区域がHP をご確認ください。  (日本年金機構HP)
NK受信料	NK受信料ふれあいセンター：0570-077-077	
電気料金	四国電力：0120-410-452	
傷んだ現金の 引換え	日本銀行松山支店発券課：089-933-9431	

(次ページに続きます)

2 愛媛センターにおける取組について

県内市町等との連携による取組

(3) 自治体職員向け研修の実施

項目	内容
<p>【新規取組】 令和6年4月 伊予市</p> <p>※他の自治体とも調整中</p>	<p>自治体職員に行政相談制度及び行政相談委員制度を知ってもらうため、伊予市の協力を得て、新採職員に行政相談の研修を実施</p> <p>主に行政相談委員が活動しやすい環境づくりを目指して職員に説明</p> <p>参加者：伊予市職員 11名 (上記以外で担当職員3名) 伊予市担当行政相談委員 3名 愛媛センター職員 2名</p>



(4) 自治体職員との地域課題に関する意見交換

項目	内容
<p>【新規取組】 令和6年7月 伊方町</p>	<p>伊方町の協力を得て、意見交換を開催。①行政相談制度の概要等、②国・地方共通相談チャットボット (Govbot) 及び③地域の課題解決に向けた国・自治体の連携の必要性を説明した後、町職員とセンター職員との間で、地域が抱える課題について意見交換を実施</p> <p>参加者：伊方町職員約20名 (上記以外で副町長、担当職員3名) 愛媛センター職員 3名</p>



2 愛媛センターにおける取組について

県内市町等との連携による取組

(5) 地域代表者に対する行政相談懇談会の実施

項目	内容
【継続取組】 令和6年6月 松山市	<p>松山市の協力を得て、地域の代表である協働団体に対し、行政相談制度についての講演を行うとともに、質疑応答を実施。併せて、行政なんでも相談所等での広報等の協力を依頼</p> <p>参加者：地域協働団体連絡会 約20名 市長、松山市職員 約10名 愛媛センター職員 4名</p>



(6) 休日特設相談所での連携

項目	内容
【新規取組】 令和6年8月 鬼北町	<p>通常、行政相談委員が開設する「定例相談所」は平日昼間に実施するが、働いている町民等を対象に、休日に特設相談所を開設。令和6年度から7年度にかけて計5地区で巡回開設を予定。開設に当たっては、鬼北町の協力を得て、チラシを全戸配付等</p> <p>参加者：鬼北町担当行政相談委員 1名 鬼北町職員 1名 愛媛センター職員 2名</p>



2 愛媛センターにおける取組について

県内市町等との連携による取組

(7) 自治体庁舎内デジタルサイネージでの行政相談月間の周知

項目	内容
【新規取組】 令和6年9～10月 (予定) 県内市町庁舎	今年度から始まる「行政相談月間」を県民に広く周知するための新たな取組として、県内市町の庁舎内にあるデジタルサイネージモニターを活用させてもらえるよう、現在、県内市町に依頼中 対象：全20市町に依頼

モニター・イメージ



(8) 行政なんでも相談所でのデジタルの活用 (SNS、デジタルサイネージ)

項目	内容
【新規取組】 令和6年9月 (予定) 大洲市	若年層などの多様な相談者が抱える「困りごと」を発掘するため、大洲市の協力を得て、大洲市公式LINEでの告知を予定
【新規取組】 令和6年10月 (予定) 松山市	松山市の協力を得て、行政相談月間の告知を行うとともに、10月30日の「行政なんでも相談所」の直前には、庁舎内でのデジタルサイネージモニターを活用し、市民への周知を図る予定

あなたの「困ったな」を教えてください。
 行政相談月間には行政相談センターに相談し、困りごとを解決します。

あなたの相談に専門機関がその場でお答えします。

日時
9/30 月
 13:00～16:00
 ※受付終了 15:30

場所
大洲市役所 2階「大ホール」

POINT 1 行政機関等が集合！
 行政機関や士業、行政相談窓口などが一堂に集い、あなたの相談にお答えします。

POINT 2 相談無料、秘密厳守
 相談は無料で、個人情報や相談内容に係る秘密は厳守されます。

POINT 3 一部を除き、予約不要
 法務局、弁護士、司法書士、税理士への相談を除き、事前予約は不要です。

主催：行政相談センターまぐみみ愛媛
 協力：大洲市役所

●相談内容などは記事へ

2 愛媛センターにおける取組について

県内市町等との連携による取組

(9) その他自治体とのさまざまな連携

項目	内容
<p>【新規取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> Govbotの自治体職員への周知 	<p>Govbotを自治体職員に活用してもらうため、県内市町に周知。また、Govbot運用の改善に資するため、利用上の課題などがあつた場合には、随時情報提供していただくよう併せて依頼</p>
<p>【新規取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町職員向けe-ラーニングの実施(予定) 	<p>自治体の職員向けに、行政相談制度についてのe-ラーニングを行ってもらえるよう調整中</p>
<ul style="list-style-type: none"> 首長と行政相談委員との懇談(予定) 	<p>首長と行政相談委員との懇談を実施することで、首長にこれまで以上に行政相談制度及び行政相談委員制度を理解してもらう契機とする。</p>



都道府県知事 殿
市区町村長 殿

行政相談活動と困りごと解決への連携のお願い

行政相談は、国民から国の行政などに関する相談を受け付け、その解決を図るとともに、行政の制度・運営の改善に活かす仕組みです。平素より御協力をいただいております、厚く御礼申し上げます。

総務省の行政相談窓口や地方公共団体の窓口には、日頃より多くの相談が寄せられておりますが、総務省においては、国が一定程度統一的に回答できる質問に対応する「国・地方共通相談チャットボット」を本日リリースしました。

住民の皆様のご利便性向上とともに、地方公共団体の職員の皆様にとって、事務負担の軽減や問合せ対応の一助となればと考えております。

提供開始後も、地方公共団体の職員の皆様のご要望や御意見を踏まえ、回答の精度や操作性の向上、対象分野の拡充等に取り組み、使い勝手の良いものに改善してまいりたいと考えておりますので、是非ご活用いただければと思います。

また、行政相談については、日頃から、総務省の職員と地域の行政相談委員が、二人三脚で、困りごとを抱えている方々に寄り添い、その解決に向けて活動しております。窓口で相談に来られる方々は、自分が抱える困りごとが、国に関するものか、地方公共団体に関するものか判然としないままお出でになる場合が大半と考えられ、実際に様々な相談が寄せられております。このため、一人一人の困りごとを円滑かつ効果的に解決していくためには、総務省と地方公共団体が連携を密に対応していくことが重要と考えております。

加えて、令和6年能登半島地震対応においては、被災された地方公共団体と連携して、被災者の方々に生活支援情報の提供や困りごとの解決を図る特別行政相談所の開設等に取り組んでおりますが、今後の災害の発生に備え、平時から、ノウハウの共有や連携方策の確認等の関係構築に取り組んでおくことも重要です。

以上を踏まえ、具体的な連携方策について、別途連絡させていただきますので、住民一人一人に寄り添う行政相談活動における総務省と地方公共団体の連携について、改めて御理解と御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

令和6年3月26日

総務大臣 松本 剛明

総務省行政相談センター

災害にあわれた際における まぐみみ愛媛 国、県等の相談窓口一覧

令和6年7月10日からの大雨で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
この度、必要な支援策等に関する相談窓口について、国や県等の窓口を中心に
一覧で取りまとめましたので、どのような支援策等があるのか分からなかったり、
どこに問い合わせればよいか分からない際にご活用ください。

(令和6年7月31日時点)

主な相談内容	問い合わせ先	備考
被災自動車の 廃車手続	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">普通自動車</div> 愛媛運輸支局登録部門：050-5540-2076 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">軽自動車</div> 軽自動車検査協会愛媛事務所：050-3816-3124	オペレーターに直接 問い合わせる場合、愛媛 運輸支局は案内に従って 「0→3→7」の順に入力、 軽自動車検査協会愛媛事務 所は、そのままお待ちくだ さい。
解体した建物の 滅失登記	松山地方法務局：089-932-0888（代表）	
国税の特例措置	松山税務署：089-941-9121（代表）	
県税の特例措置	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">減免・申告等の延長</div> 愛媛県中予地方局課税課：089-909-8754 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">徴収の猶予</div> 愛媛県中予地方局税務管理課：089-909-8753	特例措置の要件等の詳細 は、HPもご確認ください。  (愛媛県HP)
年金の特例措置	年金ダイヤル：0570-05-1165（※050で始まる電話 からは03-6700-1165） 松山東年金事務所：089-946-2146（代表） 松山西年金事務所：089-925-5105（代表）	年金事務所の管轄区域はHP をご確認ください。  (日本年金機構HP)
NHK受信料	NHK受信料ふれあいセンター：0570-077-077	
電気料金	四国電力：0120-410-452	
傷んだ現金の 引換え	日本銀行松山支店発券課：089-933-9431	

(次ページに続きます)

主な相談内容	問い合わせ先	備考
学生への支援	愛媛大学：089-927-9099（学生何でも相談窓口） 089-927-8970（学生生活支援課） 松山大学学生課：089-926-7149 日本学生支援機構 奨学金相談センター：0570-666-301（一部IP電話等 からは03-6743-6100）	
事業者を対象とした相談（資金繰り等）	愛媛県よろず支援拠点：089-960-1131（代表） 松山商工会議所：089-941-4111（代表）	
マイナンバーカード	松山市市民課マイナンバー担当：089-948-6569	 (松山市HP)
上記のほか、松山市が実施している支援	松山市災害対策本部：089-987-7000 (※各種支援の詳細は、左記QRコードからリンクしているHPをご確認ください。)	 (松山市HP)

- (※) 1 愛媛行政監視行政相談センターが、各機関のHP掲載情報等を収集・整理したものです。本資料に関してご不明な点等ございましたら下記問い合わせ先までご連絡ください。
- 2 各機関の情報は更新されていることもございますので、上記の掲載内容以外に必要な支援策等を講じている機関を知りたい場合、下記問い合わせ先までご連絡ください。当センターでお調べした上でご案内できる機関がございましたら、ご案内させていただきます。

【本資料の問い合わせ先】



総務省 愛媛行政監視行政相談センター

松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎4階

電話：089-941-7701

行政相談：089-921-1100